

## 日本文化政策学会・学会奨励賞規程

第1条（名称と趣旨）日本文化政策学会は、会員の研究活動を奨励し顕彰するとともに、学会を通じた研究活動をさらに活性化するために、「日本文化政策学会・学会奨励賞」を設ける。英語名称は The Japan Association for Cultural Policy Research, Encouragement Award とする。

第2条（対象）前条の目的のために、以下の条件を満たす著作を審査の対象とする。

- (1) 学会奨励賞は、日本文化政策学会の目的に合致する、審査期間の前年に公刊された、会員の優れた著作（書籍、学術雑誌論文、博士学位論文等）を主たる授賞対象とする。授賞候補作の執筆者が選考時点で非会員である場合には、入会を条件として賞を授与することができる。
- (2) 学会奨励賞の対象となるのは、論文の執筆時において大学院生、または大学院修了後（退学後）10年未満の者（なお、産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などの期間は、10年の期間には含まない）、またはこれらと同等と認められる者の論文・著書とする。
- (3) 選考の対象となる論文・著書は、前項(2)で定める受賞資格者が出版した単著論文・著書とする。ただし、共著書・共著論文であって、共著者全員が前項(2)で定める資格を満たしている場合や、共著書のなかの単独執筆章については、選考対象に含めることができる。

第3条（応募方法）

- (1) 審査委員会は、応募方法を定めて告知し、自薦・他薦により授賞候補作を募る。
- (2) 応募期間は審査対象となる著作公刊年の翌年1月1日から3月31日の間の適切な時期に設定する。
- (3) 第2条（1）に定めた場合を除き、推薦者及び著者は本学会の会員であり、年会費の滞納がないことを条件とする。

第4条（審査委員会）理事会は、奨励賞を選考するための審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会は、5名以内の日本文化政策学会会員から構成される。審査委員の任期は審査期間を含む年内（1月1日から12月31日）とし、5名のうち1名以上は、審査対象となる著作公刊年の『文化政策研究』編集委員を任命することとする。
- (2) 審査委員長は、9月までに前年の審査委員会が推薦し、直近の理事会によって任命される。
- (3) 審査委員長は、12月までに審査委員4名（うち1名は審査副委員長）候補を理事会に推薦し、承認を得る。

第5条（審査）

- (1) 「論文の部」と「著書の部」の部門ごとに、自薦・他薦のあった著作について審査を行う。
- (2) 審査は、以下の観点から行う。

A. 日本文化政策学会の目的にあった研究であるかどうか。

- a. 広い意味での文化に関わる社会事象を焦点に当てている。
- b. 実際の政策、政策のプロセス、政策上の判断を導く規範など、政策に視点を置いている。

B. 今後、研究者として発展可能性があるかどうか。

- a. 研究目的に相応しい研究方法を採り、的確に遂行している。
- b. 学術的著作として十分な体裁を整えており、論理の展開も明確である。

C. 研究内容に独創性または新規性があるかどうか。

a. 先行研究にない新しい理論や概念、モデルの構築、もしくは新しい観点や方法論の提示に成功している。

b. 学術的意義の高い、新規の事実・資料の発見や、研究領域の開拓を行っている。

D. 研究成果が文化政策の発展に寄与するかどうか。

a. 先行研究を十分に踏まえたものであり、文化政策研究の潮流の中に位置づけられている。

b. 豊富な根拠資料に基づいており、資料としての観点から見て利用価値が高い。

(3) 審査の期間は、応募終了から8ヶ月を超えてはならない。

(4) 審査結果は、応募・審査の経緯とともに理事会に報告し、承認を得る。その後、審査結果を推薦者に報告する。また、受賞作については、審査委員会の講評とともに学会Webページ等で公表する。

第6条（顕彰）学会奨励賞の受賞者には、会長名による賞状を贈呈し、受賞記念講演会を開催する。

第7条（規程の変更）本規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則 この規程は令和5年3月1日から施行する。

（令和7年6月30日改定、施行）